

姫路獨協大学大学院法学研究科規程

(平成3年6月20日制定)

改正	平成	3年	12月	19日	平成	15年	1月	16日
	平成	5年	4月	8日	平成	19年	3月	22日
	平成	6年	1月	13日	平成	20年	11月	20日
	平成	7年	12月	14日	平成	23年	5月	26日
	平成	8年	12月	19日	平成	25年	3月	28日
	平成	9年	12月	18日	平成	26年	5月	29日
	平成	13年	3月	15日	平成	27年	3月	26日
	平成	13年	5月	17日	令和	元年	10月	24日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学大学院学則に基づき、法学研究科（以下「本研究科」という。）の入学、授業、履修等について必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、法学の分野において、法に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成することを目的とする。

(入学)

第2条 入学者の選考は、学力検査の結果と出身大学の学長、又は学部長の作成する調査書等を総合して行う。

2 志願者が社会人である場合は、その大学卒業後の経歴をも併せて効力することがある。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の授業科目及び単位数は、学則に定めるとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は15時間の授業をもって1単位とする。演習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(授業の実施基準)

第4条 授業は、おおむね次の基準により実施する。

- (1) 特殊講義 毎週2時間とし、学期又は学年ごとに行う。
- (2) 演習 毎週2時間とし、1年間にわたって行う。
- (3) 研究指導 毎週2時間とし、2年次に行う。

(履修)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

(課程修了の要件)

第6条 課程修了の要件は、2年以上在学し、次の区分にしたがい30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(1) 特殊講義 22単位以上

(2) 演習 4単位以上

(3) 研究指導 4単位

2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項の特殊講義の単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(研究指導の担当教員)

第7条 研究科委員会は、各学生の研究指導担当教員を定める。

(単位取得の要件)

第8条 各授業科目の単位修得の設定は、その授業の終了した学期末、又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験、又は研究報告等により行う。

(成績)

第9条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(学位の授与)

第11条 所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

附 則 (平成3年 規程第19号)

この規程は、平成3年6月20日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年 規程第35号)

この規程は、平成3年12月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年 規程第26号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年 規程第1号）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学者については、改正後の別表授業科目及び単位数法律学専攻の表の規定にかかわらず、同表中、民事訴訟法特殊講義Ⅱの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成7年 規程第12号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、法哲学演習、法社会学演習、英米法演習、国際政治学演習、政治思想史演習及び日本の政治演習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成8年 規程第32号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ、及び民法演習Ⅳの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成9年 規程第21号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 規程第6号）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 規程第27号）

この規程は、平成13年5月17日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年 規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 規程第11号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 規程第16号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 規程第22号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 規程第8号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度の入学者については、改正後の別表中「労働法演習」の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。
- 3 平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 規程第11号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。